

の関係を直接にすることを、党の諸機関だけでは、その指導下に  
一定の婦人部隊を組織することは極めて効果的であると見山。我々が今  
提案する婦人同盟の組織とは、その意味のよりである。したがってこれ  
は、

- 一、全国的組織を持つ必要はない。(全国的方針は党の機関、一  
一殊に婦人対策部——に於て決定する。)
- 二、各地方別に、党の支部(もしくは支部群)機関の指導下に、X X  
地方婦人同盟を依ること。
- 三、X X地方婦人同盟員の任務は、根本的には、党に組織された一  
般男子の任務と同一である。
- 四、だが、婦人同盟員は、特に、労働婦人・並に農民婦人を、党並に  
組合に組織するたりのオルガニザーとしての任務を遂行すべきで  
ある。
- 五、更に、婦人同盟員は、組合に組織された婦人の教育と一般の指  
導とを任務とする。  
婦人同盟員の任務は以上の如きものである。したがって、  
六、その任務を果すためには、男子黨員が、労働組合、農民組合、買  
中の優秀なる分子によつて組織されるならば、同様に、婦人同盟  
員も、組合に組織される婦人の中の優秀分子——明確なるプロレ  
タリア意識と勇気なる斗争意識とを持つたもの——によつて組織さ  
れるべきである。

- X X地方婦人同盟規約要項
- 一、名稱——X X地方婦人同盟
  - 二、目的——労働党の指導下に、労働婦人、農民婦人の立場から階級  
斗争に参加することを目的とする。特に、未組織婦人の、労働組合、  
農民組合への組織化を重要任務とする。
  - 三、組織——本同盟の目的を遂行せんとするX X地方の婦人同志によ  
つて組織す。
  - 四、会費——本同盟の会費は、月十円とす。
  - 五、事業——本同盟の事業所は、  
に置く

### 政治学校開催に關する件

全国各地の地支部又は組合の中心をもち青年分子が一堂に会して、マ  
ルクス主義理論を体系的に学習すること、また、在野の正もい斗争目標を明  
確に認識し、今後の斗争方針を統一するものたりしめられたるに絶好に必